

平成20年6月13日
国土交通省
大臣官房地方課
大臣官房技術調査課
大臣官房官庁営繕部計画課
大臣官房公共事業調査室

工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)の運用について

国土交通省直轄工事において、最近の特定の資材価格の高騰を踏まえ、工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)に基づく請負代金の見直しを円滑に行うことができるよう、本日、本条項の当面の運用ルールを定め、本条項を発動することとしたのでお知らせします。

これは、昭和55年以来28年ぶりの措置であり、工事請負契約書に本条項を設けてからは、初めての発動となります。

なお、地方公共団体や関係業団体等に対しても本日周知します。

<問い合わせ先>

大臣官房技術調査課

事業評価・保全企画官 森本 輝

TEL 03(5253)8111(内線22353)

直通 03(5253)8221

大臣官房地方課

公正入札監視官 塩見 英之

TEL 03(5253)8111(内線21952)

直通 03(5253)8919

大臣官房官庁営繕部計画課

課長補佐 野崎 教之

TEL 03(5253)8111(内線23243)

直通 03(5253)8237

大臣官房公共事業調査室

課長補佐 森 弘継

TEL 03(5253)8111(内線24295)

直通 03(5253)8258

1. 単品スライドについて

「単品スライド」とは、工事請負契約書第25条5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。(参考資料①②)

2. 今回の運用基準について

① 条項適用の対象とする資材

鋼材類と燃料油の2資材

特別な要因により価格に著しい変動を生じた資材として、各資材における価格変動の状況及び工事費における平均的シェアの両面から工事への大きな影響が見込まれる「鋼材類」と「燃料油」の2資材を対象としました。

② 請負代金額の変更の考え方

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担。

工事請負契約書第25条（单品スライド条項を含む物価水準の変動に関する対応措置）は、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、一方の契約当事者のみにその負担を負わせることは適当ではないとの考え方に基づき定められています。

この考え方沿って、今回の運用基準においては、資材価格の上昇による請負代金額の増加分が、対象工事費(注1)の1%を超える額を発注者が負担することとしました。

注1： 基本的には工事の請負代金額の総額であるが、年度をまたがる工事や、全体スライドとの併用工事などについては、適用開始以前の出来高部分に相応する請負代金額を控除した額とする。

③ 具体的な算定方法など

具体的な算定方法については、(参考資料③)に示すとおりです。

3. 単品スライド条項制定の経緯(参考)

- ・ 昭和54～55年にかけて、いわゆる第二次オイルショック時に一部の石油関連資材の価格が高騰し、建設工事の円滑な実施が危ぶまれる状況にみまわれた。この時点では、契約約款には具体的な定めがなく、昭和55年度は、暫定措置として、実施約款の附則として「特約条項」を設けて、請負代金額の変更に対応した。
- ・ 昭和56年度にはこの「特約条項」を一般化し、特別な要因に起因する建設資材の流動化傾向に備えるため置かれた規定が、現在の第25条5項に相当する。ただし、具体的な運用基準については定めがなかった。
- ・ 昭和55年度に行った実態上の対応は別として、一般化した形式で条項が制定されて以来、具体的な運用基準を定めて本条項が発動されるのは初めてのことである。
- ・ なお、工事期間中の資材価格の変動に対応する措置を定めた条項は、この特定の資材の価格上昇を対象にした単品スライド条項のほか、
 - 資材価格、労務単価等の価格水準全般の変動を対象としたいわゆる「全体スライド条項」(契約約款第25条第1項～4項)
 - 極めて急激なインフレ、デフレを対象とした短期間の急激な価格水準全般の変動を対象にしたいわゆる「インフレスライド条項」(同第6項)が定められており、状況に応じてそれぞれを使い分けることとしている。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となった認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。[注] の部分には、原則として、「14」と記入する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができ。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格が著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、甲又は乙は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。[注] の部分には、原則として、「14」と記入する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から 7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

全体スライド

単品スライド

インフレ
スライド

スライド条項について(契約約款第25条)

参考資料

価格変動が…

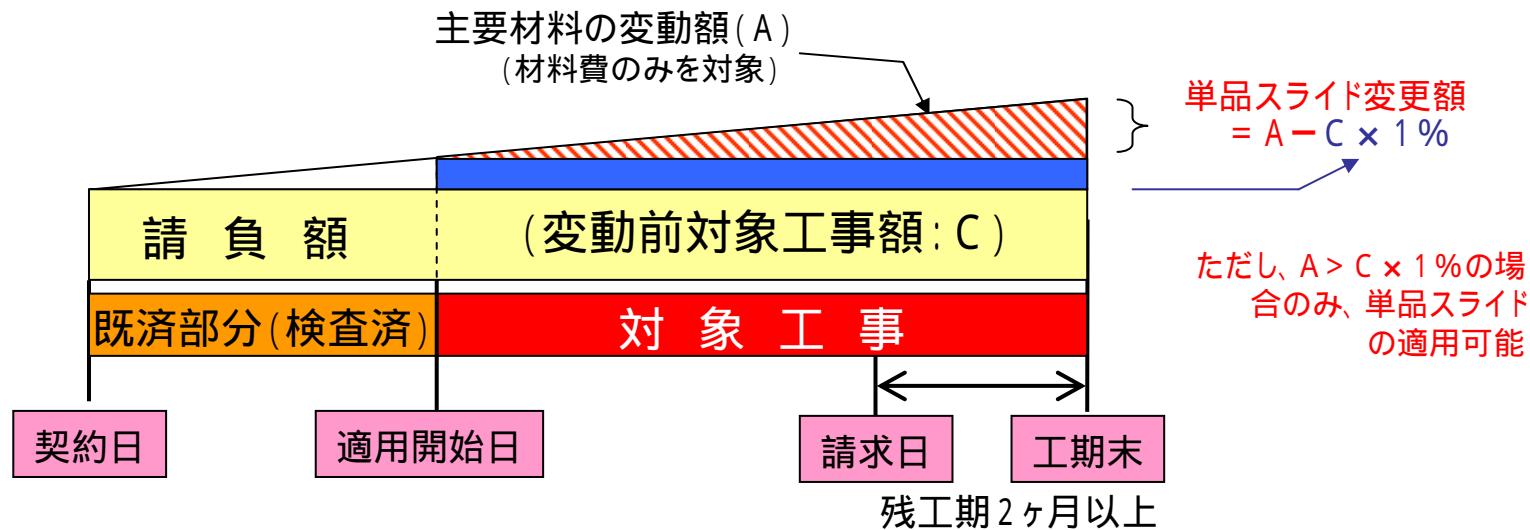
通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担

通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

| 項目 | 全体スライド (第1～4項) | 単品スライド (第5項) |
|--------------|--------------------------------|--|
| 適用対象工事 | 工期が12ヶ月を超える工事 (比較的大規模な工事) | すべての工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事 及び新規契約工事) |
| 条項の趣旨 | 長期間の工事における通常予見不可能な価格の変動に対応する措置 | 特別な要因により主要な工事材料の著しい価格の変動に対応する措置 (単年度工事など全体スライドの対象とならない工事にも適用できる補完的措置) |
| 請負額変更 の方法 | 対象 資材、労務単価等 (価格水準全般の変動) | 鋼材類及び燃料油 (特定の資材価格の急騰な変動) |
| | 受注者 の負担 残工事費の1.5% | 対象工事費の1.0% (但し、全体スライドと併用の場合、全体スライド適用期間における負担はなし) |
| これまでの事例 | ほぼ経年にあり (直轄土木工事H18実績7件) | S55に1回 それ以降発動実績なし |

単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)

対象資材:鋼材類、燃料油



(参考)全体スライド(工事請負契約書第25条第1項～第4項)

